

市民提供情報の報道機関向け発信ガイドライン

令和7年10月

第1 趣旨

このガイドラインは、市民から提供された情報（以下「情報」という。）を基に、市が報道機関に情報提供（以下「情報提供」という。）を行う際に、次に掲げる事項を目的とし、情報発信における適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 地域の多様な情報を紹介し、地域の魅力をPRすること。
- (2) 報道機関による取材及び紹介の機会を広げること。
- (3) 市民と社会とのつながりを強めること。

第2 情報の提供について

情報の内容、規模、実績等を考慮し、市が提供する情報としてふさわしいと判断した場合に限り、鹿児島県内の報道機関に情報を提供するものとする。

第3 申請について

市民は、原則として、申請受付月の1日から15日までに翌月の1箇月間の情報を電子申請にて申請するものとする。

第4 申請条件

申請条件が、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、申請を受け付けるものとする。

- (1) 南九州市内での情報に限る。
- (2) 法令に違反しないこと。
- (3) 政治又は宗教に関連するイベントではないこと。
- (4) 政治的又は宗教的な議論を引き起こす可能性がないこと。
- (5) 暴力団関係者が関与していないこと。
- (6) その他市が提供する情報として相応しい情報であること。

第5 申請における留意事項

申請する市民は、申請に当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 市民から申請のあった問合せ先及び連絡先は、必ず掲載するものとする。
- (2) 市民から申請のあった情報について、報道機関へ必ず提供するとは限らない。この場合において、情報提供に関する市への問合せは一切受け付けないものとする。
- (3) 市民が申請することは、報道機関からの取材を約束するものではない。
- (4) 取材及び報道時にトラブルが起きないように、会場及び周辺環境に配慮する

こと。

- (5) 市は、取材後の対応，トラブル等には一切関与しないものとする。